



# 山形県公報

令和元年11月29日（金）  
第60号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則……………（子ども家庭課）…721
- 建築士法施行細則の一部を改正する規則……………（建築住宅課）…722

### 告 示

- 知事指定薬物の指定の失効……………（健康福祉企画課）…725
- 山形県総合文化芸術館の開館時間及び休館日……………（山形県総合文化芸術館整備推進課）…726
- 山形県総合文化芸術館の利用料金……………（同）…同
- 農用地利用配分計画の認可……………（農村計画課）…731
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（村山総合支庁農村計画課）…732
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁建設総務課）…733
- 県道の供用の開始……………（同）…同
- 同……………（置賜総合支庁建設総務課）…同
- 県道の供用の廃止……………（同）…同
- 道路の区域の変更……………（庄内総合支庁建設総務課）…734
- 同……………（同）…同
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）…同

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 山形県道路交通規則の一部を改正する規則……………735

### 公 告

- 引船料金の改定の公表……………（空港港湾課）…737

### 正 誤

## 規 則

山形県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第38号

##### 山形県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

山形県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和39年12月県規則第84号）の一部を次のように改正する。  
附則第4項を次のように改める。

（母子臨時児童扶養等資金）

- 4 第2条第1項（第3号に係る部分を除く。）及び第2項、第3条から第5条まで、第6条第1項から第3項まで、第7条、第9条、第10条、第12条から第16条まで、第19条並びに第20条の規定は、母子臨時児童扶養等資金

の貸付け又は償還について準用する。

附則第7項を附則第8項とし、附則第6項を附則第7項とし、附則第5項の前の見出しを削り、同項を附則第6項とし、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、附則第4項の次に次の1項を加える。

（父子臨時児童扶養資金）

5 第4条から第5条まで、第6条第1項から第3項まで、第9条、第10条、第12条から第16条まで、第16条の3第1項（第3号に係る部分を除く。）及び第2項、第19条並びに第20条の規定は、父子臨時児童扶養資金の貸付け又は償還について準用する。

|          |                                                |   |                                                       |       |
|----------|------------------------------------------------|---|-------------------------------------------------------|-------|
| 別記様式第1号中 | 小学 中学 高校 高専 短大<br>大学 専修（高等・専門・一般）<br>修業（中卒・高卒） | を | 小学 中学 高校 高専 短大<br>大学 大学院<br>専修（高等・専門・一般）<br>修業（中卒・高卒） | に改める。 |
|----------|------------------------------------------------|---|-------------------------------------------------------|-------|

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第1号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第39号**

**建築士法施行細則の一部を改正する規則**

建築士法施行細則（昭和25年12月県規則第131号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「戸籍謄本又は戸籍抄本及び法第7条第2号に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）」を「本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類」に改める。

第7条第1項中「戸籍謄本又は戸籍抄本」を「本籍の記載のある住民票の写し」に改める。

第9条第5項中「又は第2号」及び「又は後見人若しくは保佐人」を削り、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第8条の2第3号」を「第8条の2第2号」に、「）又は」を「）、」に、「第5号若しくは」を「第5号若しくは同条第2項又は法」に、「取消し」を「当該二級建築士又は木造建築士（法第9条第2項の規定によつて免許を取り消されたときは、当該二級建築士若しくは木造建築士又はそれらの法定代理人若しくは同居の親族）は、取消し」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「失踪」を「失踪」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 二級建築士若しくは木造建築士又はそれらの法定代理人若しくは同居の親族は、法第8条の2（第3号に係る部分に限る。）の規定による届出をする場合においては、二級建築士・木造建築士死亡等届に病名、障がいの程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添えて、知事に提出しなければならない。

第10条第1項中「の規定」を「若しくは第2項の規定」に、「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

第14条の10第1号中「第9条第2項」を「第9条第3項」に改める。

第14条の11中「第9条第1項」を「第9条第1項若しくは第2項」に改める。

第14条の12中「前条第2項」を「前条第3項」に、「第9条第2項」を「第9条第3項」に改める。

別記様式第1号中「戸籍謄本（抄本）及び登記事項証明書」を「本籍の記載のある住民票の写し」に、

|                  |                                                                                                                                          |                                                                               |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 欠<br>格<br>事<br>由 | 1 後見開始又は保佐開始の審判を受けていますか。                                                                                                                 | いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/>                      |
|                  | 2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。<br>あるときはその罪及び刑<br>.....<br>あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくな<br>つた日                                                | ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/><br><br>年 月 日          |
|                  | 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金<br>の刑に処せられたことがありますか。<br>あるときは、その罪及び刑<br>.....<br>あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくな<br>つた日                | ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/><br><br>年 月 日          |
|                  | 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築<br>士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがあります<br>か。<br>あるときは、その日                                                 | ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/><br>年 月 日              |
|                  | 5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停<br>止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二<br>級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。<br>業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 | ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/><br>年 月 日から<br>年 月 日まで |

を

|             |             |                  |                  |                  |                  |             |                  |                  |                       |  |
|-------------|-------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------|------------------|------------------|-----------------------|--|
| ※<br>審<br>査 | 手<br>数<br>料 | 写<br>真<br>照<br>合 | 戸<br>籍<br>照<br>合 | 登<br>記<br>照<br>合 | 名<br>簿<br>照<br>合 | 合<br>格<br>者 | 欠<br>格<br>審<br>査 | 名<br>簿<br>登<br>録 | 発<br>免<br>許<br>行<br>証 |  |
|             |             |                  |                  |                  |                  |             |                  |                  |                       |  |

|                  |                                                                                                                                          |                               |                       |                  |             |                  |                  |                  |  |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-----------------------|------------------|-------------|------------------|------------------|------------------|--|
| 欠<br>格<br>事<br>由 | 1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。<br>あるときはその罪及び刑<br>あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくな<br>つた日                                                         | ある□ ない□<br>年 月 日              |                       |                  |             |                  |                  |                  |  |
|                  | 2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金<br>の刑に処せられたことがありますか。<br>あるときは、その罪及び刑<br>あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくな<br>つた日                         | ある□ ない□<br>年 月 日              |                       |                  |             |                  |                  |                  |  |
|                  | 3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築<br>士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがあります<br>か。<br>あるときは、その日                                                 | ある□ ない□<br>年 月 日              |                       |                  |             |                  |                  |                  |  |
|                  | 4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停<br>止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二<br>級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。<br>業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 | ある□ ない□<br>年 月 日から<br>年 月 日まで |                       |                  |             |                  |                  |                  |  |
|                  | 5 精神の機能の障がいにより二級建築士又は木造建築士の業務を適正に<br>行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができ<br>ない状態ですか。                                                        | はい□ いいえ□                      |                       |                  |             |                  |                  |                  |  |
| ※<br>審<br>査      | 手<br>数<br>料                                                                                                                              | 写<br>真<br>照<br>合              | 住<br>民<br>票<br>照<br>合 | 名<br>簿<br>照<br>合 | 合<br>格<br>者 | 欠<br>格<br>審<br>査 | 名<br>簿<br>登<br>録 | 免<br>許<br>行<br>証 |  |

に改

に改

める。

別記様式第3号中

|           |         |
|-----------|---------|
| ※ 受 付 欄   | ※ 整 理 欄 |
| 変 更 年 月 日 | 年 月 日   |
| ※ 受 付 欄   | ※ 整 理 欄 |

め、同様式の注書第2項中「戸籍謄（抄）本」を「本籍の記載のある住民票の写し」に改める。

別記様式第5号中「第9条第2項」を「第9条第3項」に、

|                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| 死亡年月日又は<br>失踪 <sup>そう</sup> 宣告年月日 | 年 月 日 |
| 建築士と届出者との関<br>係（続柄等）              |       |
| 免許証（免許証明書）<br>を添付できないときは<br>その理由  |       |

を

|                          |                                                                                |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 建築士と届出者との関係（続柄等）         |                                                                                |
| 免許証（免許証明書）を添付できないときはその理由 |                                                                                |
| 建築士法第8条の2の区分             | 第1号該当 ・ 第2号該当 ・ 第3号該当                                                          |
| 第1号該当の場合                 | 死亡年月日又は失踪宣告年月日 年 月 日                                                           |
| 第2号該当の場合                 | 刑の確定した日 年 月 日<br>刑の種類（刑期及び刑の執行猶予の期間がある場合は、併せて記載すること。）                          |
| 第3号該当の場合                 | 精神の機能の障がいにより二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつた日 年 月 日 |

に改め、同様

式の注書第2項中「を添付する」を「及び建築士法第8条の2第3号に掲げる場合に該当するときは、建築士法施行細則第9条第2項に規定する診断書を添付する」に改め、同項を同注書第4項とし、同注書中第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

- 1 建築士法第8条の2の区分の欄は、該当するもののみ記載すること。
- 2 建築士法第8条の2の区分の欄は、建築士法施行細則第9条第3項に該当する場合にあつては、第1号該当の場合として記載すること。

別記様式第6号中「第9条第3項」を「第9条第4項」に改める。

**附 則**

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

**告 示**

**山形県告示第473号**

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

令和元年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) 1—（ベンゾフラン—6—イル）—N—エチルプロパン—2—アミン（通称名6—EAPB）及びその塩類
- (2) 1—（ベンゾフラン—4—イル）—N—エチルプロパン—2—アミン（通称名4—EAPB）及びその塩類
- (3) （1—シクロヘキシルメチル—1H—インドール—3—イル）（ナフタレン—1—イル）メタノン（通称名NE—CHMIMO、JWH—018 cyclohexylmethyl derivative、CHM—018）及びその塩類

2 失効の理由

条例第2条第6号に掲げる薬物に指定されたため

3 失効年月日

令和元年11月24日

**山形県告示第474号**

山形県総合文化芸術館条例（平成30年3月県条例第36号）第8条第2項の規定により、山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モールを除く。）の開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

令和元年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 開館時間

午前9時から午後10時まで

2 休館日

- (1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (3) 令和元年12月2日から令和2年3月28日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

3 適用期間

令和元年12月1日から令和7年3月31日まで

**山形県告示第475号**

山形県総合文化芸術館条例（平成30年3月県条例第36号）第10条第2項の規定により、山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モールを除く。）の利用料金を次のとおり承認した。

令和元年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 施設

| 区 分  |            |        | 金 額        |              |               |              |               |               |
|------|------------|--------|------------|--------------|---------------|--------------|---------------|---------------|
|      |            |        | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後10時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後10時まで | 午前9時から午後10時まで |
| 大ホール | 全席使用       | 土曜日等   | 43,100円    | 62,100円      | 79,900円       | 105,200円     | 142,000円      | 185,100円      |
|      |            | 上記以外の日 | 35,600円    | 53,200円      | 67,100円       | 88,800円      | 120,300円      | 155,900円      |
|      | 1階席及び2階席使用 | 土曜日等   | 34,400円    | 49,600円      | 63,900円       | 84,000円      | 113,500円      | 147,900円      |
|      |            | 上記以外の日 | 28,400円    | 42,500円      | 53,600円       | 70,900円      | 96,100円       | 124,500円      |
|      | 1階席のみ使用    | 土曜日等   | 30,100円    | 43,400円      | 55,900円       | 73,500円      | 99,300円       | 129,400円      |
|      |            | 上記以外の日 | 24,900円    | 37,200円      | 46,900円       | 62,100円      | 84,100円       | 109,000円      |
|      | ホワイエのみ使用   |        |            |              |               |              | 1平方メートル当たり70円 |               |
| 小楽屋1 |            |        | 700円       | 900円         | 900円          | 1,600円       | 1,800円        | 2,500円        |
| 小楽屋2 |            |        |            |              |               |              |               |               |
| 小楽屋3 |            |        | 400円       | 500円         | 500円          | 900円         | 1,000円        | 1,400円        |
| 小楽屋4 |            |        |            |              |               |              |               |               |
| 中楽屋1 | 全部使用       |        | 600円       | 800円         | 800円          | 1,400円       | 1,600円        | 2,200円        |
|      | 分割使用       |        | 300円       | 400円         | 400円          | 700円         | 800円          | 1,100円        |

|        |        |        |        |         |         |                   |         |
|--------|--------|--------|--------|---------|---------|-------------------|---------|
| 中楽屋 2  | 400円   | 600円   | 600円   | 1,000円  | 1,200円  | 1,600円            |         |
| 中楽屋 3  |        |        |        |         |         |                   |         |
| 大楽屋 1  | 900円   | 1,200円 | 1,200円 | 2,100円  | 2,400円  | 3,300円            |         |
| 大楽屋 2  | 700円   | 900円   | 900円   | 1,600円  | 1,800円  | 2,500円            |         |
| 大楽屋 3  |        |        |        |         |         |                   |         |
| スタジオ 1 | 5,200円 | 6,400円 | 6,400円 | 11,600円 | 12,800円 | 18,000円           |         |
| スタジオ 2 | 全部使用   | 5,800円 | 7,000円 | 7,000円  | 12,800円 | 14,000円           | 19,800円 |
|        | 分割使用   | 2,900円 | 3,500円 | 3,500円  | 6,400円  | 7,000円            | 9,900円  |
| 練習室 1  | 3,200円 | 3,900円 | 3,900円 | 7,100円  | 7,800円  | 11,000円           |         |
| 練習室 2  | 1,700円 | 2,100円 | 2,100円 | 3,800円  | 4,200円  | 5,900円            |         |
| 練習室 3  | 1,700円 | 2,000円 | 2,000円 | 3,700円  | 4,000円  | 5,700円            |         |
| 練習室 4  | 500円   | 600円   | 600円   | 1,100円  | 1,200円  | 1,700円            |         |
| 会議室 1  | 1,200円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,600円  | 2,800円  | 4,000円            |         |
| 会議室 2  |        |        |        |         |         |                   |         |
| 会議室 3  |        |        |        |         |         |                   |         |
| ロビー    |        |        |        |         |         | 1平方メートル当たり<br>70円 |         |
| ピロティ   |        |        |        |         |         | 1平方メートル当たり<br>10円 |         |
| イベント広場 |        |        |        |         |         | 1平方メートル当たり<br>10円 |         |

備考

- この表において「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 大ホール（ホワイエのみを使用する場合を除く。次項において同じ。）の使用者が入場料金（いずれの名義であるかを問わず、入場者から領収する入場の対価をいう。以下同じ。）を領収する場合において、入場料金の額が1,000円以上3,000円未満のときはこの表に掲げる額（以下「基本額」という。）の1.5倍に相当する額、入場料金の額が3,000円以上5,000円未満のときは基本額の2倍に相当する額、入場料金の額が5,000円以上7,000円未満のときは基本額の2.5倍に相当する額、入場料金の額が7,000円以上のときは基本額の3倍に相当する額とする。
- 専ら練習、準備又は後始末のため大ホールを使用する場合は、全席を使用した場合の基本額の2分の1に相当する額とする。
- 大ホール（ホワイエのみを使用する場合に限る。）、ロビー、ピロティ及びイベント広場の使用面積が1平方メートル未満であるとき又は当該面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 算出した利用料金の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(2) 設備

イ 大ホール

| 区分   | 設備名       | 単位 | 使用料の額  |
|------|-----------|----|--------|
| 舞台設備 | 音響反射板     | 一式 | 4,000円 |
|      | オーケストラピット | 一式 | 4,420円 |
|      | 所作台       | 一式 | 6,650円 |
|      | 花道用所作台    | 一式 | 2,550円 |
|      | 仮設鳥屋囲い    | 一式 | 510円   |
|      | 松羽目       | 一式 | 1,730円 |

|      |                          |    |         |
|------|--------------------------|----|---------|
|      | 平台                       | 1台 | 110円    |
|      | 開き足、箱足、木台                | 1台 | 50円     |
|      | 演台                       | 一式 | 650円    |
|      | 司会者台                     | 1台 | 330円    |
|      | 金びょうぶ                    | 1双 | 1,320円  |
|      | 銀びょうぶ                    | 1双 | 1,320円  |
|      | 鳥の子びょうぶ                  | 1双 | 1,320円  |
|      | 国旗                       | 1枚 | 100円    |
|      | 県旗                       | 1枚 | 100円    |
|      | つり<br>吊看板                | 一式 | 500円    |
|      | めくり台                     | 1台 | 110円    |
|      | 人形立て                     | 1本 | 50円     |
|      | リノリウム                    | 1枚 | 330円    |
|      | 地がすり                     | 一式 | 730円    |
|      | しや<br>紗幕                 | 一式 | 860円    |
|      | ひ<br>緋毛せん                | 1枚 | 120円    |
|      | 紺毛せん                     | 1枚 | 120円    |
|      | 長座布団                     | 1枚 | 220円    |
|      | 高座用座布団                   | 1枚 | 220円    |
|      | 上敷ござ                     | 1枚 | 110円    |
|      | 指揮台（指揮者用譜面台及び指揮者用椅子を含む。） | 一式 | 310円    |
|      | 演奏者用譜面台                  | 1台 | 160円    |
|      | 演奏者用椅子                   | 1脚 | 100円    |
|      | 譜面灯                      | 1台 | 70円     |
|      | コントラバス用椅子                | 1脚 | 110円    |
|      | 背ありピアノ椅子                 | 1脚 | 110円    |
|      | チェロ台                     | 1台 | 350円    |
| ピアノ  | グランドピアノ（スタインウェイ）         | 1台 | 10,710円 |
|      | グランドピアノ（ベヒシュタイン）         | 1台 | 6,000円  |
| 映写設備 | ビデオプロジェクター               | 一式 | 15,300円 |
|      | スクリーン                    | 1張 | 1,730円  |
| 音響設備 | つり<br>三点吊マイクロホン装置        | 一式 | 860円    |
|      | ウォールスピーカー                | 1台 | 860円    |
|      | 移動型スピーカー                 | 1台 | 860円    |
|      | ダイレクトボックス                | 1台 | 500円    |
|      | コンデンサーマイクロホン             | 1本 | 980円    |
|      | ダイナミックマイクロホン             | 1本 | 860円    |
|      | ワイヤレスマイクロホン              | 1本 | 1,050円  |
|      | マイクロホンスタンド               | 1本 | 250円    |
|      | 録音再生機器                   | 1台 | 1,200円  |
| 照明設備 | ボーダーライト                  | 1列 | 1,050円  |
|      | アッパーホリゾンライト              | 1列 | 1,320円  |
|      | ローアホリゾンライト               | 1列 | 1,320円  |
|      | フォロースポットライト              | 1台 | 1,990円  |
|      | ストリップライト                 | 1台 | 120円    |
|      | スポットライト（500ワット以下）        | 1台 | 220円    |
|      | スポットライト（500ワット超1キロワット以下） | 1台 | 330円    |

|     |                    |        |               |
|-----|--------------------|--------|---------------|
|     | スポットライト（1キロワット超）   | 1台     | 440円          |
|     | パーライト              | 1台     | 330円          |
|     | LEDパーライト           | 1台     | 330円          |
|     | ムービングライト           | 1台     | 4,000円        |
|     | ムービングライト用操作卓       | 一式     | 4,000円        |
|     | エフェクトスポットライト用効果マシン | 1台     | 650円          |
|     | 先玉                 | 1個     | 160円          |
|     | 効果器                | 1台     | 650円          |
|     | カラーフィルタ            | 1枚     | 150円          |
| その他 | 持込み器具用電源設備         | 1キロワット | 1時間当たり<br>60円 |

## 備考

- この表に定める額（持込み器具用電源設備に係るものを除く。）は、午前9時から正午までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後6時から午後10時までの間の各1回当たりの額である。
- 持込み器具用電源設備に係る利用料金の額の算定は、持込み器具の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は1キロワットとする。）により行うものとする。

## ロ スタジオ及び練習室

| 区分    | 設備名                      | 単位         | 使用料の額  |
|-------|--------------------------|------------|--------|
| 共通    | 演奏者用譜面台                  | 1台         | 90円    |
|       | コントラバス用椅子                | 1脚         | 110円   |
|       | 背ありピアノ椅子                 | 1脚         | 110円   |
|       | 音響ユニット                   | 一式         | 2,900円 |
|       | 移動式スピーカー                 | 1台         | 330円   |
|       | ダイナミックマイクロホン             | 1本         | 560円   |
|       | ワイヤレスマイクロホン              | 1本         | 810円   |
|       | マイクロホンスタンド               | 1本         | 250円   |
|       | ビデオプロジェクター               | 一式         | 1,010円 |
|       | スクリーン                    | 1張         | 300円   |
|       | シャワー室                    |            | 500円   |
|       |                          | 持込み器具用電源設備 | 1キロワット |
| スタジオ1 | 簡易ステージ                   | 1台         | 270円   |
|       | 指揮台（指揮者用譜面台及び指揮者用椅子を含む。） | 一式         | 230円   |
|       | グランドピアノ                  | 1台         | 5,350円 |
|       | LEDパーライト                 | 1台         | 330円   |
|       | 調光操作卓                    | 一式         | 1,220円 |
| スタジオ2 | 簡易ステージ                   | 1台         | 270円   |
|       | リノリウム                    | 1枚         | 160円   |
|       | グランドピアノ                  | 1台         | 3,050円 |
|       | LEDパーライト                 | 1台         | 330円   |
|       | 調光操作卓                    | 一式         | 1,220円 |
| 練習室1  | グランドピアノ                  | 1台         | 3,050円 |
| 練習室2  | アップライトピアノ                | 1台         | 1,000円 |
| 練習室4  | ドラムセット                   | 一式         | 910円   |
|       | キーボード                    | 一式         | 910円   |
|       | ギターアンプ                   | 1台         | 910円   |
|       | ベースアンプ                   | 1台         | 910円   |

|        |    |        |
|--------|----|--------|
| 音響ユニット | 一式 | 3,560円 |
|--------|----|--------|

備考

- この表に定める額（持込み器具用電源設備に係るものを除く。）は、午前9時から正午までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後6時から午後10時までの間の各1回当たりの額である。
- 持込み器具用電源設備に係る利用料金の額の算定は、持込み器具の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は1キロワットとする。）により行うものとする。

ハ 会議室

| 設備名        | 単位 | 使用料の額  |
|------------|----|--------|
| ビデオプロジェクター | 一式 | 1,010円 |
| スクリーン      | 1張 | 300円   |

備考 この表に定める額は、午前9時から正午までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後6時から午後10時までの間の各1回当たりの額である。

ニ 多目的スペース

| 区分           | 設備名        | 単位     | 使用料の額         |
|--------------|------------|--------|---------------|
| 共通           | 持込み器具用電源設備 | 1キロワット | 1時間当たり<br>60円 |
| ピロティ及びイベント広場 | テント        | 一式     | 1,300円        |
|              | 簡易ステージ     | 1台     | 3,400円        |
|              | 折り畳み机      | 1台     | 200円          |
|              | 折り畳み椅子     | 1脚     | 100円          |
|              | 音響ユニット     | 一式     | 2,360円        |
|              | 水道         |        | 420円          |

備考

- この表に定める額（持込み器具用電源設備に係るものを除く。）は、1日当たりの額である。
- 持込み器具用電源設備に係る利用料金の額の算定は、持込み器具の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は1キロワットとする。）により行うものとする。

(3) 施設の使用時間を超えて使用する場合の加算額

| 区分    | 加算額                                                                  |
|-------|----------------------------------------------------------------------|
| 大ホール  | 午前7時から午前9時まで<br>(1)の表に定める午前9時から正午までの使用時間に係る金額を6で除した額に1.3を乗じた額        |
|       | 午後10時から翌日の午前0時まで<br>(1)の表に定める午後6時から午後10時までの使用時間に係る金額を8で除した額に1.3を乗じた額 |
| 小楽屋1  | 100円                                                                 |
| 小楽屋2  |                                                                      |
| 小楽屋3  | 50円                                                                  |
| 小楽屋4  |                                                                      |
| 中楽屋1  | 全部使用<br>100円                                                         |
|       | 分割使用<br>50円                                                          |
| 中楽屋2  | 50円                                                                  |
| 中楽屋3  |                                                                      |
| 大楽屋1  | 150円                                                                 |
| 大楽屋2  | 100円                                                                 |
| 大楽屋3  |                                                                      |
| スタジオ1 | 900円                                                                 |

|        |      |      |
|--------|------|------|
| スタジオ 2 | 全部使用 | 950円 |
|        | 分割使用 | 450円 |
| 練習室 1  |      | 550円 |
| 練習室 2  |      | 250円 |
| 練習室 3  |      |      |
| 練習室 4  |      | 50円  |
| 会議室 1  |      | 200円 |
| 会議室 2  |      |      |
| 会議室 3  |      |      |

備考

- この表に定める額は、午前7時から午前9時までの間及び午後10時から翌日の午前0時までの間の30分当たりの加算額である。
  - (1)の表に定める使用時間を超えて大ホールを使用した場合であって、当該使用時間に係る利用料金について同表の備考第2項の規定の適用を受けたとき（当該使用時間に対する許可に係る使用のため当該使用時間を超えて大ホールを使用した場合に限る。）は、当該使用時間を超えて使用した大ホールに係る加算額については、この表中「金額」とあるのは、「金額に同表の備考第2項の規定を適用した場合に得られる額」とする。
  - (1)の表に定める使用時間を超えて大ホールを使用した場合であって、当該使用時間に係る利用料金について同表の備考第3項の規定の適用を受けたとき（当該使用時間を超えて専ら練習、準備又は後始末のため大ホールを使用した場合に限る。）は、当該使用時間を超えて使用した大ホールに係る加算額については、この表中「金額」とあるのは、「金額に同表の備考第3項の規定を適用した場合に得られる額」とする。
  - この表により算出した利用料金の加算額（大ホールに係る加算額に限る。）に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- (4) 冷暖房を使用する場合の加算額

| 区分   |            | 加算額    |        |
|------|------------|--------|--------|
|      |            | 冷房     | 暖房     |
| 大ホール | 全席使用       | 9,130円 | 9,130円 |
|      | 1階席及び2階席使用 | 7,300円 | 7,300円 |
|      | 1階席のみ使用    | 6,390円 | 6,390円 |

備考

- この表に定める額は、1時間当たりの加算額である。
  - 専ら練習、準備又は後始末のため大ホールを使用する場合は、1階席のみ使用した場合の額とする。
- 2 適用期間  
令和元年12月1日から令和7年3月31日まで

山形県告示第476号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和元年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村 | 賃借権の設定等を受ける者の数 | 賃借権の設定等を受ける土地  |
|-----------------------|----------------|----------------|
| 山 形 市                 | 10者            | 山形市明石堂45番ほか61筆 |

|      |     |                            |
|------|-----|----------------------------|
| 上山市  | 10者 | 上山市牧野字十二神383番1ほか48筆        |
| 天童市  | 1者  | 天童市大字原町字喜内28番ほか4筆          |
| 山辺町  | 1者  | 東村山郡山辺町大字大塚字大塚1161番1ほか21筆  |
| 中山町  | 1者  | 東村山郡中山町大字長崎字中原8735番ほか4筆    |
| 尾花沢市 | 19者 | 尾花沢市大字尾花沢字楯野5939番ほか80筆     |
| 金山町  | 2者  | 最上郡金山町大字山崎字向山1684番4ほか8筆    |
| 最上町  | 8者  | 最上郡最上町大字富沢字甘酒田5061番ほか43筆   |
| 南陽市  | 4者  | 南陽市松沢字松沢一711番1ほか11筆        |
| 高島町  | 9者  | 東置賜郡高島町大字高島字大畦下3010番1ほか45筆 |
| 小国町  | 2者  | 西置賜郡小国町大字新屋敷字新井390番ほか6筆    |
| 白鷹町  | 6者  | 西置賜郡白鷹町大字浅立字堀上5426番1ほか14筆  |
| 飯豊町  | 16者 | 西置賜郡飯豊町大字中字新山2178番1ほか97筆   |
| 鶴岡市  | 16者 | 鶴岡市下中野目字上水興屋6番2ほか55筆       |
| 三川町  | 6者  | 東田川郡三川町大字横山字土橋215番ほか19筆    |
| 遊佐町  | 3者  | 飽海郡遊佐町小原田字大面15番ほか68筆       |

2 認可年月日

令和元年11月19日

山形県告示第477号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、村山北部土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和元年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所              |
|----------|-----------|------------------|
| 理 事      | 庄 司 喜 興 太 | 北村山郡大石田町大字大石田丙53 |

**山形県告示第478号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和元年11月29日から同年12月13日まで縦覧に供する。

令和元年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形朝日線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長    |
|--------------------------------------|------|-----------------------|--------|
| 東村山郡山辺町大字山辺字上野1775番4から<br>同 1775番7まで | 旧    | 17.5メートル<br>}<br>15.4 | 18メートル |
| 同 上                                  | 新    | 15.9メートル<br>}<br>13.8 | 同 上    |

**山形県告示第479号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和元年11月29日から同年12月13日まで縦覧に供する。

令和元年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形朝日線
- 2 供用開始の区間 東村山郡山辺町大字山辺字上野1774番1から  
同 諏訪原1816番2まで
- 3 供用開始の期日 令和元年11月29日

**山形県告示第480号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和元年11月29日から同年12月13日まで縦覧に供する。

令和元年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 赤湯停車場線
- 2 供用開始の区間 南陽市赤湯字西川原2824番50から  
同 二色根字堤端75番7まで
- 3 供用開始の期日 令和元年11月30日

**山形県告示第481号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり廃止する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和元年11月29日から同年12月13日まで縦覧に供する。

令和元年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 赤湯停車場線
- 2 供用廃止の区間 南陽市赤湯字西川原2824番17から  
同 二色根字堤端75番17まで
- 3 供用廃止の期日 令和元年11月30日

**山形県告示第482号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和元年11月29日から同年12月13日まで縦覧に供する。

令和元年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 112号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                     | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長    |
|-------------------------|------|--------------------|--------|
| 鶴岡市田麦俣字清水尻2番2から<br>同 まで | 旧    | 15.5メートル<br>} 6.2  | 70メートル |
| 同 上                     | 新    | 54.8メートル<br>} 26.7 | 同 上    |

**山形県告示第483号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和元年11月29日から同年12月13日まで縦覧に供する。

令和元年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴岡村上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                   | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長    |
|-----------------------|------|--------------------|--------|
| 鶴岡市大針字小針61番から<br>同 まで | 旧    | 31.6メートル<br>} 28.1 | 26メートル |
| 同 上                   | 新    | 41.8メートル<br>} 28.1 | 同 上    |

**山形県告示第484号**

次の開発行為は、完了した。

令和元年11月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和元年8月27日 指令村総建第209号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
上市市久保手字久保手4414番1、4454番の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
山形市大字志戸田1043番地 株式会社ベルウッドヴィンヤード

# 公安委員会関係

## 規 則

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月29日

山 形 県 公 安 委 員 会

委 員 長 吉 田 眞 一 郎

### 山形県公安委員会規則第5号

#### 山形県道路交通規則の一部を改正する規則

第1条 山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>運転経歴証明書交付申請書（別記様式第32号）</p>       | <p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める経由先</p> <p>(1) 山形県内に住所を有する者が公安委員会に法第104条の4第2項の規定による運転免許の取消し（以下「申請取消し」という。）をされ、同条第6項の規定による運転経歴証明書の交付（以下「運転経歴証明書の交付」という。）を受けようとする場合<br/>警察本部長又は住所を管轄する警察署長</p> <p>(2) 山形県内に住所を有する者が公安委員会に申請取消しをされた後、山形県外に住所を変更し、運転経歴証明書の交付を受けようとする場合<br/>警察本部長</p> |
| <p>運転経歴証明書記載事項変更届出書（別記様式第32号の2）</p> | <p>警察本部長又は住所を管轄する警察署長</p>                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>運転経歴証明書再交付申請書（別記様式第32号の3）</p>    |                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>運転経歴証明書返納届出書（別記様式第32号の4）</p>     |                                                                                                                                                                                                                                                                           |

を

|                              |                     |
|------------------------------|---------------------|
| 運転経歴証明書交付申請書（別記様式第32号）       | 警察本部長又は住所地を管轄する警察署長 |
| 運転経歴証明書記載事項変更届出書（別記様式第32号の2） |                     |
| 運転経歴証明書再交付申請書（別記様式第32号の3）    |                     |
| 運転経歴証明書返納届出書（別記様式第32号の4）     |                     |

に改める。

別記様式第32号中「申請取消年月日」を「申請取消又は失効年月日」に、「申請取消免許」を「申請取消又は失効免許」に、「ちよう付」を「貼付」に、

- 「1 運転経歴証明書の交付申請は、申請取消し（全部取消しに限る。）を行った日から5年以内に申請することができます。」
- 2 運転経歴証明書は、申請による取消しを受けた日前5年間の自動車等の運転に関する経歴について証明するものです。」
- 「1 運転経歴証明書の交付申請は、申請取消し（全部取消しに限る。）を受けた日又は運転免許が失効した日から5年以内に申請することができます。」
- 2 運転経歴証明書は、申請による取消しを受けた日又は運転免許が失効した日前5年間の自動車等の運転に関する経歴について証明するものです。」
- 「4 運転経歴証明書交付後に住所等に変更が生じた場合は、速やかに届け出て変更事項の記載を受けて下さい。」
- 「4 運転経歴証明書交付後に住所等に変更が生じた場合は、速やかに住所を管轄する公安委員会に届け出て変更事項の記載を受けてください。」

別記様式第32号の3中「運転経歴証明書再交付申請書」を「運転経歴証明書再交付申請書（兼記載事項変更届）」に、「申請取消年月日」を「申請取消又は失効年月日」に、

|       |       |
|-------|-------|
| 亡失・滅失 | 汚損・破損 |
| 1     | 2     |

を

|       |       |     |
|-------|-------|-----|
| 亡失・滅失 | 汚損・破損 | その他 |
| 1     | 2     | 5   |

に、「ちよう付」を

「貼付」に改める。

第2条 山形県道路交通規則の一部を次のように改正する。

- 「 戸籍謄本又は抄本（外国人にあって別記様式第7号の2中  は、国籍等の記載のある住民票の写し）  登記事項証明書」
- 「 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第  に改め、別記様式第7号の5、別記様式第7号の11及び別記様式第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。）」
- 7号の14の規定中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に、「禁錮」を「禁錮」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、別記様式第7号の16中
- 「 戸籍謄本又は抄本（外国人にあっては、国籍等の記載のある住民票の写し）  登記事項証明書」
- 「 住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項（外国人にあって  は、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。）」
- 17中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に、「禁錮」を「禁錮」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同月14日から施行する。

## 公 告

港湾法（昭和25年法律第218号）第45条第1項の規定により、酒田曳船株式会社から次のとおり引船料金を改定し、令和2年1月1日から施行する旨の報告があった。

令和元年11月29日

酒田港港湾管理者 山形県

代表者 山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 基本料金

| 対象本船の総トン数                | 基本料金        | 備 考                              |
|--------------------------|-------------|----------------------------------|
| 3,000総トン数未満              | 円<br>85,000 | (1) 1時間当たり<br>(2) 消費税及び地方消費税を除く。 |
| 3,000総トン数以上6,000総トン数未満   | 130,000     | 同                                |
| 6,000総トン数以上10,000総トン数未満  | 150,000     | 同                                |
| 10,000総トン数以上13,000総トン数未満 | 162,800     | 同                                |
| 13,000総トン数以上15,000総トン数未満 | 176,100     | 同                                |
| 15,000総トン数以上17,000総トン数未満 | 197,800     | 同                                |
| 17,000総トン数以上20,000総トン数未満 | 218,200     | 同                                |
| 20,000総トン数以上25,000総トン数未満 | 255,500     | 同                                |
| 25,000総トン数以上30,000総トン数未満 | 278,100     | 同                                |
| 30,000総トン数以上40,000総トン数未満 | 313,000     | 同                                |
| 40,000総トン数以上50,000総トン数未満 | 401,400     | 同                                |
| 50,000総トン数以上             | 492,900     | 同                                |

### 2 特殊料金

| 対象本船の総トン数                | 特殊料金        | 備 考        |
|--------------------------|-------------|------------|
| 6,000総トン数以上 7,000総トン数未満  | 円<br>28,000 | 引船1隻1作業当たり |
| 7,000総トン数以上15,000総トン数未満  | 35,300      | 同          |
| 15,000総トン数以上30,000総トン数未満 | 48,700      | 同          |
| 30,000総トン数以上             | 56,700      | 同          |

### 3 各種割増料金

(1) 時間外割増料金

イ 時間外割増

午前5時から午前8時まで } 基本料金の50パーセント増  
午後5時から午後10時まで }

午後10時から翌日の午前5時まで 基本料金の100パーセント増

ロ 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月31日から翌年の1月3日までの日の割増

午前5時から午後10時まで 基本料金の50パーセント増

午後10時から翌日の午前5時まで 基本料金の100パーセント増

(2) 荒天作業割増（海上風速15m/sec以上）

基本料金の30パーセント増

(3) 冬期割増（12月1日から翌年の3月31日までの日）

基本料金の30パーセント増

(4) 港域外割増

イ 港域内海難救助作業

基本料金の100パーセント増

ロ 港域外海難救助作業

基本料金の200パーセント増

(5) 自力推進力の無い被曳航物を曳航する場合の割増

基本料金の100パーセント増

4 料金計算方法

(1) 基本料金及び各種割増料金の計算に係る引船の使用時間は、引船が基地から作業場所までの往復に要する時間を含むものとする。

(2) 引船の使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。

(3) 引船の使用時間が1時間を超える場合は、1時間を超える時間30分までごとに基本料金の半額を加算する。

(4) 引船の出動後に作業の取消しがあった場合は、基本料金に特殊料金及び各種割増料金を加算して得た料金の総額から当該額の20パーセントに相当する額を減じて得た額を徴収する。

5 その他

上記以外の特殊作業の場合は、その都度実作業の実態に即応し、船会社又は代理店と協議の上決定する。

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤     | 正      |
|-------------|------------|-----|----|-------|--------|
| 平成31. 3. 22 | 第3030号     | 260 | 21 | 〃 若林区 | 仙台市若林区 |